

# 滋賀文教短期大学 学則

## 第1章 総 則

(目的)

第 1 条 本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、広い教養を基盤として文学特に国語、国文学並びに初等教育に関する実際に則した専門的な技術と教養を積ましむることを目的として、将来文化国家人類の福祉に貢献し得る優良な社会人を育成することを使命とする。

(自己評価等)

第 2 条 本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 3 条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント、以下「FD」という。）を実施する。

2 FDに関する必要な事項は、別に定める。

## 第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第 4 条 本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
国 文 学 科	50人	100人
子ども学科	50人	100人

2 前項の各学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

(修業年限及び在学年限)

第 5 条 本学の修業年限は2年とする。

2 学生は4年を超えて在学することはできない。

## 第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第 6 条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

- 第 7 条 学年を次の 2 学期に分ける。
- 春学期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで  
秋学期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(休業日、授業期間)

- 第 8 条 休業日は、次のとおりとする。
- 土曜日  
日曜日  
国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日  
本学の創立記念日 5 月 2 日  
春 期 休 業 日 3 月 20 日から 3 月 31 日まで  
夏 期 休 業 日 8 月 1 日から 9 月 30 日まで  
冬 期 休 業 日 12 月 25 日から 1 月 7 日まで
- 2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
  - 3 第 1 項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。
  - 4 1 年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

## 第 4 章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

- 第 9 条 入学の時期は学年の始めとする。
- 2 前項の他にも、必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

- 第 10 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- ① 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
  - ② 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
  - ③ 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準じる者で文部科学大臣の指定した者
  - ④ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
  - ⑤ 文部科学大臣の指定した者
  - ⑥ 大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者
  - ⑦ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者
  - ⑧ その他大学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者

(入学の出願)

- 第 11 条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。  
提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第 12 条 前条の入学志願者について、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第 13 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに、誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転 学)

第 14 条 本学に転学を志願する者があるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに年数については学長が、教授会に意見を求め、これを参考に決定する。

(退 学)

第 15 条 退学しようとする者は、保証人と連署のうえ、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(休 学)

第 16 条 疾病その他やむを得ない事情により 3 カ月以上修学することのできない者は、保証人と連署のうえ、学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第 17 条 休学の期間は 1 年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に 1 年まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して 2 年を超えることができない。

3 休学の期間は第 5 条第 2 項の在学年限に算入しない。

(復学)

第 18 条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除 籍)

第 19 条 次の各号の一に該当する者は、学長が、教授会に意見を求め、これを参考に除籍する。

- ① 第 5 条第 2 項に定める在学年限を超えた者
- ② 第 17 条第 2 項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- ③ 授業料等の納付を 3 カ月以上怠り、督促してもなお納付しない者
- ④ 長期間にわたり行方不明の者

(復籍)

第 20 条 前項第 3 号により除籍された者が、復籍を願い出た場合は、学長が、教授会に意見を求め、これを参考に復籍を許可することができる。

## 第5章 教育課程

(教育課程及び授業科目)

第21条 本学の教育課程は、別表第1のとおりとする。

第22条 前条に定めるもののほか司書及び司書教諭に関する科目を置く。

2 授業科目の種類及び単位数等は別表第2のとおりとする。

第23条 前2条に定めるもののほか国文学科の専門科目に外国人留学生に関する科目を置く。

2 授業科目の種類及び単位数等は別表第3のとおりとする。

(単位の計算方法)

第24条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

① 講義については15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。

② 演習については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする。

③ 実験、実習及び実技については45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間又は40時間又は60時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第25条 授業科目を履修し、その試験に合格した者は、所定の単位を与える。

2 授業科目の出席時数が、開講時数の3分の2未満の者については、原則として単位認定を行わない。ただし、公欠及び忌引きの期間は出席時数に含める。

(学習の評価)

第26条 試験等の評価は秀、優、良、可、不可(S、A、B、C、D等)をもって表し、可(C等)以上を合格とする。

## 第6章 卒業等

(卒業の要件)

第27条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、次の各号に定めるところにより63単位以上を修得しなければならない。

① 教養科目については、国文学科は13単位以上を、子ども学科は13単位以上を修得するものとする。

② 専門科目については、国文学科は50単位以上を、子ども学科は50単位以上を修得するものとする。

(卒業)

第 28 条 本学に 2 年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、学長が、教授会に意見を求め、これを参考に卒業を認定する。

(学位)

第 29 条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(資格の取得)

第 30 条 本学において取得することができる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。

学科名	資格及び免許状の種類
国文学科	司書資格
子ども学科	小学校教諭二種免許状、幼稚園教諭二種免許状 保育士資格、司書教諭資格

- 2 教育職員免許状を取得しようとする者は、第27条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、教育職員免許法および同施行規則に定める科目及び単位を取得しなければならない。
- 3 司書の資格を取得しようとする者は、第27条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、図書館法施行規則に定める科目及び単位を取得しなければならない。
- 4 司書教諭の資格を取得しようとする者は、第27条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、学校図書館法に基づき同司書教諭講習規程に定める科目及び単位を取得しなければならない。
- 5 保育士の資格を取得しようとする者は、第27条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、児童福祉法及び同施行規則等に定める科目及び単位を取得しなければならない。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第 31 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。この場合修得したものとみなすことのできる単位数は、前項及び第31条第2項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第 32 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により修得したものとみなした単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 33 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

## 第7章 検定料、入学料、授業料

(検定料等の金額)

第34条 本学の検定料、入学料、授業料、教育充実費の金額は別表第4に定める。

(授業料等の納入期)

第35条 授業料等は年額の2分の1を次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納又は分納を認めることがある。

春学期 納期 4月1日から4月15日

秋学期 納期 10月1日から10月15日

(退学、停学及び休学の場合の授業料等)

第36条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料等は徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

3 休学期間中の授業料等は免除する。ただし、別途在籍料を徴収する。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第37条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月まで授業料を納付するものとする。

(納付した授業料等)

第38条 納付した検定料、入学料及び授業料等は原則として返付しない。

## 第8章 教職員組織

(職員組織)

第39条 本学には学長、教授、准教授、助教、助手、事務局長、事務職員、その他必要な職員を置く。

2 本学には、前項のほか、副学長、学科長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

## 第9章 教授会

(教授会)

第40条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成と審議事項)

第41条 教授会は、学長、教授、准教授、講師、助教及び事務局長をもって組織する。

2 学長は、必要に応じて、他の教職員を教授会に加えることができる。

3 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

① 学生の入学、卒業及び課程の修了

② 学位の授与

③ 前2号に掲げるもののほか、学長及び学科長その他の委員会が置かれる組織の長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

## 第10章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、委託生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第42条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生には、本学則第25条及び第26条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(特別聴講学生)

第43条 他の短期大学又は大学の学生で、本学において授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、選考のうえ、特別聴講学生として授業科目の履修及び単位の修得を認めることができる。

2 特別聴講学生に関して必要な事項は別に定める。

(研究生)

第44条 本学において特定の事項について研究しようとする者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関して必要な事項は別に定める。

(委託生)

第45条 他の機関より本学において履修する者を委託する願いがあるときは、選考のうえ、委託生として入学を許可することがある。

2 委託生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

- 第 46 条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。
- 2 外国人留学生に関して必要な事項は別に定める。

## 第11章 賞 罰

(表彰)

- 第 47 条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が、教授会に意見を求め、これを参考に表彰する。

(罰則)

- 第 48 条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が、教授会に意見を求め、これを参考に学長が懲戒する。
- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学、戒告及び訓告とする。
- 3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。
- ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - ② 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - ③ 正当な理由がなくて出席常でない者
  - ④ 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

## 第12章 公開講座

(公開講座)

- 第 49 条 本学には公開講座を開設することができる。

## 第13章 図書館

(図書館)

- 第 50 条 本学に図書館を置く。
- 2 図書館に関する規定は、別に定める。

## 第14章 厚生施設

(学生寮)

- 第 51 条 本学に学生寮を置く。
- 2 学生寮に関する規定は、別に定める。

附則 省略



別表第1～第3

省略

別表第4（第34条関係）

検定料、入学料、授業料、教育充実費

（単位、円）

項 目	学 科	金 額
検 定 料	国文学科・子ども学科	30,000
入 学 料	国文学科・子ども学科	220,000
授業料(年額)	国 文 学 科	500,000
授業料(年額)	子 ど も 学 科	520,000
教育充実費(年額)	国文学科・子ども学科	380,000

なお、検定料、入学料は、次の入学者の選考については、下表のとおりとする。

（単位、円）

項 目	学 科	金 額
検定料（指定校推薦入試）	学科共通	10,000
検定料（推薦入試C日程）	学科共通	10,000
入学料（指定校推薦入試）	学科共通	100,000
入学料（社会人入試の本学卒業生）	学科共通	100,000
入学料（家族在学特典）	学科共通	100,000